

第11回 定例農業委員会総会議事録（第25期）

1 日 時 令和6年5月27日（月）8時54分～9時30分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（12名出席）

①久保 秀幸 ②樫八重 玲子 ③高原 熊夫 ④矢櫛 学
⑤白濱 和利 ⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑧馬見新 貢
⑨尻無濱 俊幸 ⑩中野 和徳 ⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員（6名出席）

○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正 ○尾上 進
○山平 俊治 ○野崎 正信

4 欠席委員

○石原 岩雄

5 議事日程

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第20号 非農地証明願いについて

議案第21号 農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 事務局長 下脇 一博
管理係長 平瀬 修治
主査 岩崎 展幸
主任 川畑 幸博

議長 (田嶋 輝男)

ただいま、事務局より報告がありましたように現在の出席委員は12名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、ただいまから第11回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1、議事録署名委員の指名であります。議長において、2番 檜八重玲子委員、3番 高原 熊夫委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第11回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたしました。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成しましたので、御了承願います。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3、諸報告であります。5月9日に鶴翔高等学校農業後継者育成対策協議会幹事会に出席いたしました。

翌日の5月10日、鹿児島市内で開催されました定例常設審議委員会に出席いたしました。

また、5月21日、鹿児島市内で開催されました市町村農業委員会会長・事務局長等会議に出席いたしました。

翌日の5月22日、北薩地域振興局で開催されました北薩地域農政推進協議会総会及び北薩地区農業委員会連絡協議会総会に出席いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (平瀬 修治)

それでは、議案第18号について御説明いたします。

総会資料の2ページを御覧ください。今月の農地法第3条の申請は、所有権移転

が6件です。

整理番号1について、地図は別添資料1ページです。

申請地は、脇本〇〇番の畑で面積は269㎡です。

譲受人は、「〇〇 〇〇」さんと「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は、「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が市外居住者であり、農業ができないことから、農地を受贈するものです。

申請地が譲受人の自宅建設予定地の隣であり、取得後は、露地野菜（家庭菜園）をされる計画で、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。

なお、本件は、贈与による所有権移転です。

整理番号2について、地図は別添資料2ページです。

申請地は、脇本〇〇番 外1筆の畑で合計面積は10,905㎡です。

譲受人は、「社会福祉法人〇〇〇」で、譲渡人は、「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人の農業廃止に伴い、福祉施設等を経営する譲受人が農地を譲り受けるものです。

取得後は、申請地で果樹や馬鈴薯などの減農薬栽培をする計画であり、福祉施設利用者の農作業訓練等を行い、利用者のやりがいや健康を管理する意味での効果が期待されるものです。

労働力等につきましても、許可要件をすべて満たしております。

なお、本件は、売買による所有権移転です。

整理番号3について、地図は別添資料3ページです。

申請地は、赤瀬川〇〇番の田で面積は372㎡です。

譲受人は、「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は、「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が市外居住者であり、農業ができないことから、農地を受贈するものです。

取得後は、申請地で水稻をされる計画であり、労働力等につきましても、許可要件をすべて満たしております。

なお、本件は、贈与による所有権移転です。

総会資料の3ページを御覧ください。

整理番号4について、地図は別添資料4ページです。

申請地は、赤瀬川〇〇番の畑で面積は536㎡です。

譲受人は、「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は、「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が市外居住者であり、農業ができないことから、農地を譲り受けるものです。

取得後は、申請地で露地野菜（家庭菜園）をされる計画であり、労働力等につきましても、許可要件をすべて満たしております。

なお、本件は、売買による所有権移転です。

整理番号5について、地図は別添資料5ページです。

申請地は、西目〇〇番の田で面積は324㎡です。

譲受人は、「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は、「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、親戚である譲渡人が市外居住者であり、農業ができないことから、農地を受贈するものです。

取得後は、申請地で柑橘などを栽培される計画であり、労働力等につきましても、許可要件をすべて満たしております。

なお、本件は、贈与による所有権移転です。

整理番号6について、地図は別添資料6ページです。

申請地は、西目〇〇番の畑で面積は331㎡です。

譲受人は、「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は、「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、親戚である譲渡人が市外居住者であり、農業ができないことから、農地を受贈するものです。

取得後は、申請地で柑橘などを栽培される計画であり、労働力等につきましても、許可要件をすべて満たしております。

なお、本件は、贈与による所有権移転です。

つきましては、各案件ともに農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

9番 尻無濱 俊幸 委員

委員 (尻無濱 俊幸)

議案第18号に係る調査は、5月9日に「1番委員及び私、並びに事務局担当職員で行いました。

整理番号1については、農業経験はありませんが、機械等はリースするなどして、申請地で家庭菜園をされる耕作意思を確認いたしました。

整理番号2及び整理番号3については、農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。

整理番号4から6については、整理番号1と同じく農業経験はありませんが、機械等はリースするなどして、申請地で家庭菜園や柑橘栽培などをされる耕作意思も確認いたしました。

したがって、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 5、議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第 19 号について、御説明いたします。

今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 3 件です。

それでは、整理番号 1 の案件から御説明いたします。

総会資料は 5 ページ、地図は 7 ページ及び 8 ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所から北北東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 2 種農地に該当します。

申請譲受人は、本市赤瀬川に居住する「〇〇 〇〇」さんです。

申請譲受人は、現在の住居が手狭になってきたことから、申請地を取得し、新たに住居を建築するために本件を申請されました。

申請地は整地され、一般住宅を建設されます。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝に流水されます。

続きまして、整理番号 2 の案件を御説明いたします。

地図は 9 ページ及び 10 ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする贈与による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所から北北東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 2 種農地に該当します。

申請譲受人は、本市赤瀬川に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

申請譲受人は、現在の住居が手狭になってきたことから、申請地を譲り受け、一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

続きまして、整理番号3の案件を御説明いたします。

地図は11ページ及び12ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所から北北東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、用途地域の種類は第一種低層住居専用地域になります。

申請譲受人は、本市塩鶴町に居住されている「〇〇 〇〇」と「〇〇 〇〇」さんです。

申請譲受人は、現在、借家に住んでいますが、手狭になったため申請地に住宅を建築するため、今回、申請するものです。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

申請地の排水については、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

1番 久保 秀幸 委員

委員 (久保 秀幸)

議案第19号に係る調査結果について報告します。

調査は、5月9日に、9番委員及び私、並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。

申請地は、東側及び北側は道路、西側及び南側は宅地に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、ブロック壁などの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号2の案件について報告します。

申請地は、東側、北側及び西側は宅地、南側は道路に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、ブロック壁などの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号3の案件について報告します。

申請地は、東側は畑、北側及び南側は宅地、西側は道路に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、緩衝地を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

報告は以上です

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 (中野 和徳)

直接関係はないかもしれませんが、よろしいですか。

整理番号2番についてです。

位置図及び地籍図を見ていただきたいのですが、事業計画図では、申請地の隣が通路となっていて、地籍図では畑になっています。

これは5条申請で許可されているのですか。

事務局 (岩崎 展幸)

この赤瀬川〇〇番の通路に関しましては、奥の方にある「〇〇 〇〇」さんの宅地に行く通路ということで現在使用されています。地籍では畑であり、5条申請は行われていません。

委員 (中野 和徳)

であれば、5条申請してもらおうようにした方が良くないのでしょうか。

議長 (田嶋 輝男)

協議会に移行し、総会を一時中断いたします。

議長 (田嶋 輝男)

総会を再開します。

事務局 (岩崎 展幸)

このことについては、事務局で確認し、対処します。

議長 (田嶋 輝男)

他に質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 6、議案第 20 号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第 30 条第 1 項の調査において、非農地と判断し、また本市が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において、農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。

また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

したがいまして、本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 7、議案第 21 号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第 21 号 令和 6 年 農用地利用集積計画書 第 5 号について説明させていただきます。

なお、本計画書の公告年月日は、令和 6 年 5 月 31 日となります。

まず、計画書の 1 ページになりますが、所有権移転に関して記載しており、今回は 1 件でありました。

整理番号 1 の譲受人は、大谷区で担い手農家の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は、槇之浦東区の「〇〇 〇〇」さんで、田 1 筆 3,830 m²を水稻の耕作を目的として、贈与による所有権移転となっております。

以上が所有権移転分であります。

次に、2 ページになります。利用権の設定に関する総括表となっております。

今回は、再設定が 3 件であり、設定の期間は、いずれも 3 年間となっております。

また、面積については、畑が 3 筆の 931 m²となります。

次に、内訳を 3 ページに記載しておりますので、それぞれ説明させていただきます。

いずれの案件も、対象地は鶴川内で桑原城地区の土地区画整理事業により基盤整備を実施した農地となっており、まだ地番が確定しておらず、仮地番になっているところであります。

また、借人は、いずれも長島町の認定農業者である「〇〇 〇〇」さんで、1番の貸人は桑原城下区の「〇〇 〇〇」さんで、畑1筆 535 m²を年間 2,700 円の賃借権設定となっております。

次に、2番の貸人は新町区の「〇〇 〇〇」さんで、畑1筆 61 m²を年間 300 円の賃借権設定となっております。

次に、3番の貸人は柘区の「〇〇 〇〇」さんで、畑1筆 335 m²を年間 1,700 円の賃借権設定となっております。

以上、所有権移転1件、利用権設定3件について説明させていただきました。
御審議の程、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 (田嶋 輝男)

3年契約となっておりますが、農地バンクには移行できなかったですか。

事務局 (川畑 幸博)

先ほど説明しましたとおり、現在、仮地番となっており、確定した地番でないことから、確定した段階で3年間の賃借権設定が終了した後に、農地バンクの方に移行するような手続の方が最良と考え、今回は、基盤法による3年間の契約ということにしてあります。

また、農政林務課の担当者からは、近いうちに確定するようなことを聞いておりますが、まだ、書類も来ていない状況とのことであります。

したがいまして、設定期間が終了するというので、今回の事務処理となっております。

議長 (田嶋 輝男)

協議会に移行し、総会を一時中断いたします。

議長 (田嶋 輝男)

総会を再開します。

他に質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。

次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

それでは、以上をもちまして、第 11 回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 9 時 30 分

議事録署名日 令和 6 年 6 月 25 日

農業委員会会長 田嶋 輝 男

議事録署名人 檜 八 重 玲 子

議事録署名人 高 原 熊 夫

書 記 下 脇 一 博